

産業生活常任委員会

(令和2年3月31日)

○ 三木 隆委員長

大変お忙しいところ、急遽お呼び立てしまして申しわけございません。

それでは、インターネット中継をお願いします。

本日は、新型コロナウイルスに関する緊急対策についてということで、商工農水部から報告を受けたいと思います。

なお、時間は、午後3時30分から各派代表者会議が開催される関係上、それまでを終了の目途としたいと思います。

では、説明をお願いします。

○ 荒木商工農水部長

緊急でございました。申しわけございません。

すみません、皆さん、年度末のお忙しい中、お時間を頂戴いたしまして、申しわけございません。

本日、お時間をいただきましたのは、緊急対応策ということで、3月24日、代表者会議にて8項目、市としてご説明申し上げる中で、今、取り組ませていただいております。

そのうちの8項目の中の1項目、うちの商工農水部に関連する部分、新型コロナウイルス感染症による売上高減少などの影響を受けた市内の中小企業者、小規模事業者に対する、当面の資金繰り支援ということで始めさせていただきました。これにつきましては、今年度については既決予算、あるいは予備費、来年度については、既決予算で対応させていただいて、その後、補正予算をお願いしていくということにしてございまして、この制度設計について、当面の緊急対応策ではございますが、皆様のほうにご報告させていただきたいという旨で、本日、お時間をいただきました。

詳しい制度内容については、担当課長のほうから説明させます。

○ 渡辺商工課長

商工課長の渡辺でございます。よろしくお願いたします。

資料につきましては、タブレットは12番の休会中（3月から5月）の中の06、産業生活常任委員会の中の001商工農水部報告資料というものでございます。12の06の001でござい

ます。

○ 三木 隆委員長

どうぞ。

○ 渡辺商工課長

お手元に紙の資料も参考までに置かせていただいていると思います。

それでは、3ページから成る資料でございますけれども、3分の2のところをお願いいたします。

新型コロナウイルスに関する緊急対策ということで、中小企業者の資金繰り支援というところでございます。

ここで、四日市市では、新型コロナウイルスに関する緊急対策として、売上高減少等の事由により影響を受けた市内中小企業者の経営の安定に寄与することを目的に、下記のとおり、資金繰りの支援を行わせていただきたいということでございます。

大きく2点ございまして、1番としましては、セーフティ関連融資の利用者に対する支援、もう一つは、2番ですけれども、四日市市中小企業振興資金の拡充と、大きく2点のところで制度設計をさせていただいております。

詳しい内容は、次のページの3分の3ページのほうで説明のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、セーフティネット資金——左側のところでございますけれども——こちらにつきましては、セーフティネット保証制度というものがございまして、今回、コロナの関係でいきますと、保証4号、保証5号、危機関連保証と大きく三つの制度がございまして、こちらは、全て全国一律の制度で、今回、コロナということで補助しているものでございます。

まず、セーフティネット保証制度の概要だけ簡単に説明させていただきますけれども、まず、保証4号といたしましては、まず、業種としては、県内全域の全ての業種が対象になってきます。融資の対象業種というのは全てになります。

一方、保証5号につきましては、指定業種というのがございまして、これは、全国的に業況が悪化している業種を国が定めてございます。今現在で508業種指定されておまして、4月1日からは587業種になる予定になっております。

一方、危機関連保証というものにつきましては、全ての業種が対象になるというもので

ございます。

こちら、融資を受けるに際しての要件というのがございまして、原則、直近1カ月及び2カ月後を含んだ3カ月間の売上高が減少した場合、前年度比というのが原則となっております。こちらは、業歴が短い場合は臨機応変に対応するようというところで、国のほうからも通知が出てきているところでございます。それぞれ保証4号、保証5号、危機関連保証につきまして、売上高の減少率というのが規定されておまして、保証4号につきましては、20%以上売り上げが落ち込んだ場合、保証5号につきましては、5%以上落ち込んだ場合、危機関連保証につきましては、15%以上落ち込んだ場合というような、こういった区分けがなされておまして、融資の限度額につきましては、保証4号と保証5号は足して8000万円まで、無担保で保証ということですが、危機関連保証につきましては、それとは別に8000万円まで借りることができるというような制度になっております。融資の期間は10年以内というふうになっております。利率につきましては、それぞれ金融機関の所定金利ということで、金融機関が決めるというふうな内容になっております。

保証枠につきましては、ごらんとおりでございまして、こちらに関しまして、融資を受ける際に保証料というものが必要になってきます。現行のままの制度ですと、保証4号の場合、保証料が――借りた額からの計算式になるんですけども――0.9%必要、保証5号については0.68%、危機関連保証については0.8%必要となっております。

こちらに関しましては、従前から県がそれぞれ補給というものをしておまして、通常の場合ですと、保証4号については0.3%、保証5号については0.24%、危機関連保証については0.3%を県が補給しております。今回、県がコロナ対策ということで、さらに0.4%、0.2%、0.3%を上乗せしております。

県の上乗せ分を加えますと、それぞれ0.2%、0.24%、0.2%という保証料を、借りる事業者の方が負担すべきところですが、市としましては、その残りの部分を補給するというような形で、実質、市補給としましては保証4号が0.2%、保証5号が0.24%、危機関連保証が0.2%というような形で市が補給しまして、実質の利用者負担は、保証料に関しましては全てがゼロ%と、利用者の負担はなしというような形で、市として支援をしていきたいというような内容でございます。

参考までに、その保証割合――下から4行目ですけども――保証4号と危機関連保証につきましては、信用保証協会が100%保証するようになっておまして、保証5号につきましては、信用保証協会が80%、いわゆる金融機関が20%責任共有をするというような制度

になってございます。

これらに関しまして、セーフティネット保証制度につきましては、市の認定というものが必要になってございまして、こちらのほうは市の商工課で今認定をさせていただいているところございまして、それぞれの適用期間につきましては、保証4号、保証5号につきましては、現在のところ6月30日まで、危機関連保証につきましては翌年の1月31日までとして、これは国と県と同じように合わせているというものでございます。

セーフティネット保証制度の今年度の想定合算補助額といたしましては、今現在、実績等を見て42件の1500万円を見込んでいるところでございます。来年度につきましては、508件の1億7900万円を見込んでいるところでございます。

一方、右側の黒で囲っているところの四日市市中小企業振興資金というもの、これは新型コロナウイルス対応資金としまして、市のもともとある中小企業振興資金という融資の制度に、コロナ対策として新たに拡充をさせていただいたものでございます。業種につきましては、全ての業種を対応しておりまして、要件はセーフティネット保証制度と同じでございます。売り上げの減少率は3%以上、融資の限度額は3000万円、融資の期間は、運転資金については5年以内となっております。利率につきましては、こちらは1.5%という固定の利率となっております。保証料につきましては、市が補給する前は0.45%から1.9%となっておりますけれども、もともと現行の四日市市中小企業振興資金としましては、0.6%を市で補給させていただいております。これをコロナでの影響を受けた方に関しまして、追加で0.2%上乘せさせていただきまして、市の補給率を0.8%ということにさせていただきたいと。それによって、利用者の保証料の負担というのが0.0%から1.1%までの保証料になるというようなことでございます。こちらにつきましても、保証割合としましては信用保証協会が80%保証しているというものでございまして、こちらは、あす4月1日から1年間を適用期間というふうに想定をしているところございまして、1年間で274件、トータルで2980万円程度の見込みを立てているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○ 三木 隆委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

時間が15分ぐらいの質疑の時間ありますので、不明な点をたず程度の質疑にしたい

と思いますので、よろしくお願いします。

○ 日置記平委員

ちょっと確認したいんですが、今説明してもらった内容は、過日、商工会議所が実施した2回の説明会と同じ内容かどうかというのを確認したい。

○ 渡辺商工課長

商工会議所さんと一緒にさせていただいた相談会では、一部この内容がまだ制度が定まっていない、3月24日と27日にさせていただいておりました、そちらのところでは、一般の制度の概要の説明をさせていただいたところでございます。

○ 日置記平委員

させていただいたって、あなたのところがしたのと違うのか、商工会議所がしたんか。

○ 渡辺商工課長

説明不足で申しわけございません。

27日につきましては、この制度設計の概要の説明をさせていただいております。

○ 日置記平委員

そうすると、そこで説明したって、商工会議所がしたわけやろう。商工会議所から呼ばれてあなたのところがしたのかな。

○ 渡辺商工課長

商工会議所の場所で、商工会議所と信用保証協会等と一緒に説明会をさせていただいたということでございます。

○ 日置記平委員

主催は誰がしたのか。

○ 渡辺商工課長

すみません、共催という形でございます。

○ 日置記平委員

そのときに、この黒枠のところ、3ページのところ、黒枠があるやないですか。市が追加したのかな。ここも説明されたんですか。これは別ですか。

○ 渡辺商工課長

27日のときにはここも説明をさせていただいております。

○ 日置記平委員

了解。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

ようわからんのやけど、保証料は対応してもらったんやけど、この制度って、保証人が要るのか要らんのか。

○ 渡辺商工課長

保証人が要るのと要らないのがあります。原則は要らないです。

○ 小川政人委員

要らない。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

他に。

○ 樋口龍馬委員

今のところ、保証4号、保証5号は、どの程度の利用者がいるんですか。

○ 渡辺商工課長

セーフティネット保証制度につきましては、まず利用される方が、それぞれの市の認定というものをとっていただく必要がございます。

四日市市の場合ですと、商工課が窓口でさせていただいており、認定の申請件数は——認定件数も一緒なんですけれども——昨日までの段階で、保証4号につきましては60件、保証5号につきましては10件、危機関連保証につきましては44件、合計114件の申請及び認定をさせていただいているところでございます。

○ 樋口龍馬委員

基本的には、申請してもらったら全て認定をしていくという形で、即日ぐらいでやられているんですか。

○ 渡辺商工課長

書類が整っておれば早急に認定させていただきますし、必要書類と、売り上げが減少しているという数字を確認させていただくケースもございまして、そこで時間がかかるケースもございますけれども、整っておればできるだけ早く認定をさせていただいているところでございます。

○ 樋口龍馬委員

日本政策金融公庫なんかも、また別立てで出していますよね。そういうのは、市のほうで場合によっては案内しているんですか。

○ 渡辺商工課長

セーフティネット保証制度の事前相談とかで窓口に来ていただいたときに、このセーフティネット保証制度とともに、国の日本政策金融公庫の制度もご紹介をさせていただいております。その事業者さんの方にとって、どれが一番ふさわしいかというのは相談させていただきながら、制度のご紹介もさせていただいているところでございます。

○ 樋口龍馬委員

公的な制度というのは、今ここに書いてもらってある以外ではどんなものが。

○ 渡辺商工課長

コロナ関係に関しましては、三重県の制度としまして、リフレッシュ資金というものがございます。

もう一つは、日本政策金融公庫が取り扱っております新型コロナウイルス感染症特別貸付というようなもの、あと二つございます。

○ 樋口龍馬委員

新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付というやつでよかったですかね。

○ 渡辺商工課長

衛生環境のほうはまた別の制度であるというふうに記憶しておりまして、政策金融公庫の取り扱っているものは、新型コロナウイルス感染症特別貸付というものでございます。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

もう本当にいつ潰れてもおかしくないようなところも出てきていると思うので、市役所で提供できるもの以外にもしっかりとつなげていってあげて、何が一番有利なのかということもあわせて研究をしていっていただきたいと思います。

終わります。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

私もそのとおりだと思うんですけど、申し込みがあって、認定を早くしてもらっていると、今さっきお伺いしたんですけど、実際、融資までには個別にいろいろあるので一律じ

やないんですけど、どれぐらいの日数がかかっているんですかね。

○ 渡辺商工課長

金融機関や信用保証協会に確認をしておりますけれども、当初は早くも2週間ぐらいかかるというような状況でございました。最近では、もう少し時間が短くなってきて、当然金融機関の審査もありまして、それから信用保証協会の審査ということになりますので、最近では2週間よりももっと短いペースで審査を終わって、融資まで結びつけていくというふうに向かっているところです。

○ 中川雅晶委員

融資額や融資までにかかった期間とかというのは、市のほうで把握しているんですか。

○ 渡辺商工課長

一件一件につきましては把握できないんですけども、おおむねの流れというところは、信用保証協会に確認をとっているところでございます。

○ 中川雅晶委員

ぜひその辺も確認をとっていただいたほうがいいのかなと思います。個別でどうのこのじゃなくて、どういう傾向性があるのかとか、なかなか申込金額にそのまま全額貸してくれるかどうかというのは、また、信用保証協会がどういう判断をするかということにかかってくるので、こういう時期なので、そんなに辛く締めつけているとは思わないんですけど、他府県の状況とかも含めて、ぜひそういうのは検証した上で、こちらもちょうどデータを確認しておいていただくように要望だけしておきます。

○ 笹井絹予委員

私も中川委員の関連というか、入っているんですけども、この保証4号とか保証5号とか、書類のほうを見させていただいたんですけども、書類をそろえるまでにも時間がかかるし、2週間って——もっと早くなっているとは言いましたけど——こういう危機的な状況になっているので、やっぱり融資を早くしてもらいたいと思うんですね、申請する側も。

その後、申請の書類を集めるのと同時に、もう一つ、どこかに委託しないといけないんですか。公認会計士とか、そういうのが書く欄があったと思うんです。必ずそういうところに委任しないといけないんですか。

○ 渡辺商工課長

融資のスピードに関しましては、私どもの認定もそうですし、信用保証協会、あるいは金融機関に迅速に対応するように私どものほうからもお願いしていきたいと思います。

また、あと申請の代理に関しましては、事業者さんによっては、金融機関さんに手続をお願いしているケースが非常に多くございます。そのときは、金融機関さんが代理人ということで、委任状というのを付けてもらっております。申請様式もセットの中に入れてさせていただいておりますので、必ずしも代理人を立てる必要はなくて、事業者さんご本人が申請いただくということも可能でございます。

○ 笹井絹予委員

できるだけ早急に、書類を見ていても、これだけの書類を集めようと思うとすごく時間もかかるし、印鑑証明とか、いろいろ書いてありましたけれども、なるだけ今のこの状況下を踏まえて、できるだけ早く融資できるようにお願いしたいと思います。

○ 三木 隆委員長

それでは、最後に、今後これで終わりというんじゃないと思いますし、今後予想される国等の動向をどのように把握されているとか、最後に聞かせてもらって閉めたいと思います。

○ 荒木商工農水部長

委員長からいただいたあれでございますが、今現在、国では、自民党のほうから、昨日、政府に対しまして、提言書という格好で早急に経済対策を求めるような内容、例えば個人に10万円給付するようなことも含んだ提言がなされたところでございます。

そういった情報を、国の動向、あるいはそれに対する県の動向につきましても、私どものほうで、できるだけ早くキャッチした中で、市として何ができるのか、あるいは何をすべきなのかというようなことを、また庁内で検討していきたいと、かように考えてござい

ます。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

それと、せっかくきょう、日置委員のほうで、資料をたくさん用意してもらったんですが、ちょっと時間がないもので、今回の議論には使えませんが、各自、うちに持って帰って熟読をお願いします。

それでは、本件についてはこの程度といたします。

ご苦労さまでございました。

休会中の所管事務調査についての確認なんですが、日程は4月17日、金曜日の午前10時からというのは、前回にお知らせしてありますが、テーマの北勢地方卸売市場についてという部分で、今回、商工農水部の市場の調査費用が通ったということで、市場のほうで、今後、どういう方向性を持っていくかということ、今、事務局と正副のほうで、問いかけておるところなんです。そこら辺で、今、事務長の出席だけは確認をとっていますが、時世が時世柄ですので、ひょっとして緊急に中止する可能性もお含み置きお願いしたいところなんです。

質問として、今の市場のあり方を今後どうすべきかといったところに対して、また、各委員さん少し予備知識を入れて、質問が充実するようにお願いしたいと思います。

それでは、ちょっとえらい慌ただしくしましたけど。

○ 日置記平委員

このコロナウイルスに対する危機管理、危機意識が四日市市は非常に低い、このことを厳重に委員長から議長、そして、市長に申し入れてください。お願いします。

○ 三木 隆委員長

ほか、何かありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

それでは、閉じたいと思います。ご苦労さまでした。

15 : 25 閉議